

## 坂井地区障害者差別解消支援の取組について

### 1. 坂井地区の取組体制の概要

差別解消に関する相談窓口は、それぞれの市担当課で受付し対応している。しかし、その相談内容について情報を共有し再発防止に努めること、差別解消についての研修、啓発等については、坂井地区として取り組んでいる。坂井地区では、坂井地区障害児者総合支援協議会に差別解消支援地域協議会の機能を加え、両者一体的に取り組んでいる。

### 2. 令和5年度の相談件数

#### ○坂井市

合理的配慮を求める相談・・・ 2件(令和4年度 1件)

| 相談者に関する<br>こと                                                                   | 趣旨                    | 相談内容                                                                                      | 市の対応                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>■障害区分：</b><br>身体(聴覚)<br><b>■年齢：</b> 40代<br><b>■相談方法：</b><br>来所(手話奉仕員養成講座受講者) | 催し(講演)参加時における障害理解について | 難聴の方が催し(講演)へ参加申込みした際、要約筆記を主催者に求めたが、代替案の提示なく断られた。                                          | 主催者側に確認の電話をしたが不在であった。その後も何度か電話をしたが連絡がつかず、イベントの前日でもあったため、それ以上の対応が出来なかった。<br>後日、音声聞き取りやすい座席を提供しますと代替案が提示されたことを確認した。 |
| <b>■障害区分：</b><br>身体(視覚)<br><b>■年齢：</b> 不明<br><b>■相談方法：</b><br>障害者相談員からの報告       | タクシー利用時における障害理解について   | 白杖を使用する視覚障害者の方が通院にタクシーを利用した際、玄関入口までの誘導をお願いしたが、会社の決まりで身体に触れることが出来ないと白杖を持って誘導されたため、怖い思いをした。 | 相談員からの報告を受け、公共交通(タクシー)担当課を通じて、タクシー事業者へ障がい者に対する対応、合理的配慮の提供を求めました。                                                  |

#### ○あわら市

合理的配慮を求める相談・・・0件(令和4年度 1件)

### 3. 令和5年度の取組状況

- 市の新規採用職員の資質向上のため、職員研修を開催した。(坂井市)
- ユニバーサルスポーツの普及を通じ、障がい(者)に対する理解促進を図った。(坂井市)
  - ・行政チャンネルの番組において、ユニバーサルスポーツを紹介(12月～4月)。
  - ・市内商業施設を会場にユニバーサルスポーツ交流会を開催。多くの市民が競技を体験し、障がいのある人と交流しながら理解を深めた。
- 障害者差別解消法の改正に伴い令和6年4月より事業者にも義務化された障がいのある人への「合理的配慮の提供」について市広報紙にて周知した。(坂井市)
- 手話や聴覚障害について出前講座(2件)を行った。(坂井市)
- 市の新規採用職員研修時に手話ミニ講座を取り入れ、意識啓発をおこなった。(あわら市)

### 4. 令和6年度の取組

- (1) 障害者差別に関する相談体制の整備に関すること  
相談窓口及び体制について引き続き周知に努める。
- (2) 障害者差別の相談事例の情報共有、分析に関すること  
引き続き相談事例について共有し、その内容を分析、検証、公表することで、再発の防止と障害者差別に関する理解促進に努める。
- (3) 障害者差別解消のための研修、啓発に関すること  
権利擁護部会、市広報、ホームページを活用し実施する。  
イベント等を通じて企業等に対する障がい者理解を推進する。  
事業者や市職員に対する差別解消、合理的配慮等の周知・意識啓発に努める。